

夢まちコラボ提案

町民政策提案 募集中

安平町では、町民の多様な観点や発想から生まれる優れた提案を町政に反映するための制度として、また、町民参画と協働のまちづくりを推進する仕組みの一つとして、安平町町民参画推進条例の中で、町民政策提案（愛称：夢まちコラボ※提案）の機会について定めています。※コラボレーション（協働）の略

この制度は、町と町民が共に取り組むことで成果の向上が期待できる、具体的な政策提案を募集するものです。また、町に寄せられる個人的な要望や提案とは異なり、組織的に検討・吟味された結果を提案していただくよう「満20歳以上の10人以上の連署による提案」という提案者要件を設けています。

平成29年度から10年間の指針とする「第2次安平町総合計画」の策定に向けた政策提案を募集していますので、制度概要と併せて皆さまにお知らせします。（問合せ 企画財政課企画グループ ☎ 059-1595-3006）

制度概要

この制度には、2種類の提案方法があります。

①町民が自ら政策を提案

（町民自主的提案型協働のまちづくり政策）

「町と協働で取り組みたい、課題解決を目指したい」など、町民が考える協働政策提案を、広範なまちづくり分野において受け付けるものです。

（予算付けの必要を想定して受付期間を設定します）

②町の求めに応じて町民が提案

（町政課題解決型協働のまちづくり政策）

町の事業等で「住民団体と協働で取り組んでいきたい」あるいは「協働で取り組めば効果が上がる」と考えることなど、限定的なテーマを町が設定し、その具現化策を募集するものです。

■ 町民政策提案の要件

- ① 満20歳以上の町民10人以上の連署による、町民同士で十分に協議された提案であること。
 - ② 町内で行われる事業であり、地域社会の発展や地域課題の解決が期待できるものであること。
 - ③ 町と町民が協働で実施することが制度的に可能であり、その役割が明確・的確であること。
- ※上記要件を満たしていても、特定の町民利益になるものや営利を目的とするもの、宗教活動・選挙運動を目的とするものなど、町が規則で定める事由に該当する場合には、政策提案できません。

今回の募集要領（制度概要①による募集）

募集内容 「第2次安平町総合計画（H29～H38）」に盛り込む具体的政策の提案

応募対象 町内に住所を有する満20歳以上の10人以上の連署による提案

募集期限 4月25日（月）まで

提案書の提出方法・提出先など（提案書様式は任意）

持参の場合：企画財政課企画グループ（早来庁舎）
健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎）

郵送の場合：〒059-1595 安平町早来大町95番地
安平町役場企画財政課企画グループ（早来庁舎）

FAXの場合：㈹ 059-3006へ送信

電子メールの場合：kikaku@town.abira.lg.jp

《全体の流れ》

提案書の提出 4/25まで

審査（制度審査、実現可能性や費用対効果など）

採択・不採択の決定

決定内容の公表

町民参画手続きを実施
(対象施策がある場合)